

# 福岡県公報

平成二十五年十一月二十九日  
第三千五百五十二号  
増刊  
②

## 目次

規則(第二十三号)

○福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) ……………

告示(第千八百号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (港湾課) ……………

## 規則

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年十一月二十九日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二十三号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第三号中「第八十七条の二第二項」を「第八十七条の二」に改め、同項第四号中「第七条の三第四項」の下に「又は法第十八条第十八項」を加える。

第三条の二第三項中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の二」に改める。

第十四条の見出し中「確認申請書」の下に「等」を加え、同条中「の規定により建築主事に提出する確認の申請書」を「(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)」の規定による確認の申請書又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(の規定による通知の書類)に改め、「第一条の三」の下に「、第二条の二又は第三条」を加え、同条第三号中「法第六十八条の

九第二項の規定に基づき、良好な景観の保全を図るために市町村が定めた」を「建築物又は建築設備にあつては、法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二第一項(これらの規定を法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)(又は第六十八条の九第二項の規定に基づく市町村の)」に改め、「で、知事が別に定めるもの」を削り、同条に次の一号を加える。

四 工作物にあつては、法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項(これらの規定を法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく市町村の条例の規定に適合するものであることについての確認をするために必要な図書

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 福岡県告示第千八百号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十九日

福岡県知事 小川 洋

三池港(4)臨港交通施設の表道路の項中

四山線			
大牟田市新港町1-29地先	大牟田市新港町1-179地先	大牟田市四山町101番地6地先	大牟田市四山町99番地2地先
14.0		210	
264.5		を	

四山線					
大牟田市四山町9番1地先	大牟田市四山町49番3地先	大牟田市四山町99番地2地先	大牟田市四山町101番地6地先	大牟田市新港町1-179地先	大牟田市新港町1-29地先
11.0~28.0					
191.0	264.5		210		

に改める。